

○千代田区景観まちづくり条例施行規則

平成10年5月1日規則第30号

改正

平成12年3月31日規則第40号

平成12年9月5日規則第85号

平成14年5月15日規則第50号

平成14年12月19日規則第80号

平成15年4月7日規則第29号

平成17年10月5日規則第84号

平成23年7月4日規則第16号

千代田区景観まちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千代田区景観まちづくり条例（平成10年千代田区条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、特に定めのない限り、条例で使用する用語の例による。

(工作物の範囲)

第3条 条例第2条第3号に規定する工作物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物又は同条第3号に規定する建築設備に該当するものを除く。）とする。

- (1) 垣、さく、金網、門、塀その他これらに類するもの
- (2) 日よけ、雨よけその他これらに類するもの
- (3) 物干し場
- (4) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- (5) 機械式駐車場
- (6) 受水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (7) その他区長が指定するもの

(行為の届出等)

第4条 条例第8条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）及び同条第2項の規定による通知（以下「通知」という。）は、景観まちづくりに係る行為の届出・通知書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 前項の届出及び通知（以下「届出等」という。）には、それぞれ別表に定めるところにより図書を添付しなければならない。ただし、区長が添付を要しないと認めたときは、この限りでない。

(届出等の時期)

第5条 法令の規定により許可、認可又は承認等を要する行為の届出は、当該許可、認可、又は承認等の申請を行う30日前までに、その他の行為は当該行為に着手する30日前までに行わなければならない。

2 法令の規定により計画通知等を要する行為の通知は、当該計画通知を行う30日前までに、その他の行為は当該行為に着手する30日前までに行わなければならない。

3 前2項の届出等は、当該行為の計画を容易に変更することができる時期に行うものとする。

(建築物に関する行為の届出等)

第6条 建築物に関する行為の届出等は、千代田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年千代田区条例第22号）第2条に定める中高層建築物について行わなければならない。

(工作物に関する行為の届出等)

第7条 工作物に関する行為の届出等は、次の各号のいずれかに掲げるものについて行わなければならない。

- (1) 建築基準法第88条に規定する工作物 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条に定める規模のもの

- (2) 第3条第1号、第2号及び第3号に規定する工作物 高さが2メートル以上でかつ長さが10メートル以上のもの
 - (3) 第3条第4号に規定する工作物 高さが4メートル以上のもの
 - (4) 第3条第5号に規定する工作物 3段式以上のもの又は2段式で道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車6台以上が駐車可能なもの
 - (5) 第3条第6号に規定する工作物 高さが6メートル以上のもの
- 一部改正〔平成23年規則16号〕

（屋外広告物に関する行為の届出等）

第8条 屋外広告物に関する行為の届出等は、屋外広告物禁止除外区域指定（昭和62年2月13日東京都告示第149号）に掲げる、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）第6条第2号に規定する旧美観地区に係る行為について行わなければならない。

一部改正〔平成17年規則84号〕

（土地の形質の変更に係る行為の届出等）

第9条 土地の形質の変更に係る行為の届出等は、面積が500平方メートル以上のものについて行わなければならない。

（その他の行為の届出等）

第10条 条例第8条第1項第5号に規定する規則で定める行為の届出等は、次の各号の行為について行わなければならない。

- (1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業
- (2) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業

一部改正〔平成23年規則16号〕

（行為の完了又は中止の報告）

第11条 届出等に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに景観まちづくりに係る行為の完了・中止報告書（別記第2号様式）により区長に報告しなければならない。

（地区景観形成ガイドプラン策定の申請）

第12条 条例第17条第1項の規定による地区景観形成ガイドプラン策定の申請は、地区景観形成ガイドプラン策定申請書（別記第3号様式）に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 地区景観形成ガイドプラン素案の区域を示す図面
- (2) 地区景観形成ガイドプラン素案
- (3) 条例第17条第1項の規定による区民等の意見聴取の経緯書

（景観まちづくり協定の規定事項）

第13条 条例第22条第1項の規定による景観まちづくり協定（以下「協定」という。）には、次に掲げる事項に関する定めを要する。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 協定を締結した者の代表者の氏名
- (4) 協定を締結した者の氏名及び住所
- (5) 対象区域
- (6) 建築物、工作物、広告物及び景観まちづくりに関する合意の内容
- (7) 有効期間
- (8) 協定の変更、更新、廃止の手続
- (9) 協定の運用及び調整に係る組織

（認定の申請）

第14条 条例第22条第1項の規定による協定は、景観まちづくり協定認定申請書（別記第4号様式）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 協定書
- (2) 協定書の締結理由書
- (3) 協定区域を表示する図書
- (4) その他区長が必要と認める書類

（認定等の通知）

第15条 区長は、協定を認定したときは景観まちづくり協定認定通知書（別記第5号様式）により、協定を認定しなかったときは、その旨を記載した文書により、協定を締結した者の代表者に通知するものとする。

（指定の通知等）

第16条 条例第23条第1項の規定により区長が景観まちづくり重要物件として指定したときは、景観まちづくり重要物件指定通知書（別記第6号様式）により、所有者等に通知する。

2 条例第23条第2項の規定により区長が所有者等の同意を得るときは、景観まちづくり重要物件指定同意書（別記第7号様式）により行うものとする。

3 条例第23条第4項の規定により区長が景観重要物件の指定を解除したときは、景観まちづくり重要物件指定解除通知書（別記第8号様式）により、所有者等に通知するものとする。

（組織）

第17条 千代田区景観まちづくり審議会（以下「景観審議会」という。）は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。

（1） 識見を有する者 7人以内

（2） 区議会議員 4人以内

（3） 区民等 6人以内

一部改正〔平成12年規則85号・23年16号〕

（会長及び副会長）

第18条 景観審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、景観審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第19条 景観審議会は、会長が招集する。

2 会長は、景観審議会を招集するときは、招集日の7日前までに、議案を添えて、日時、場所その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その期間を短縮し、又は議案を添付しないで通知することができる。

3 景観審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 景観審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一部改正〔平成14年規則80号・23年16号〕

（委員以外の者の出席）

第20条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を景観審議会に出席させて説明させ、又は意見を述べさせることができる。

2 前項の規定により、意見を述べようとする者は、説明者の発表終了時まで、意見の要旨を会長に提出するものとする。

3 前項に定める意見の要旨を提出し、会長が意見陳述を認めたときは、その者は、会議において陳述することができる。

一部改正〔平成14年規則80号〕

（幹事）

第21条 景観審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。

3 幹事は、景観審議会の所掌事務について委員を補佐する。

追加〔平成12年規則85号〕、一部改正〔平成23年規則16号〕

（会議の公開）

第22条 景観審議会の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

（1） 会議において取り扱う情報が、千代田区情報公開条例（平成13年千代田区条例第2号）第7条第1項各号のいずれかに該当するとき。

（2） 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

追加〔平成14年規則80号〕、一部改正〔平成23年規則16号〕

(会議の非公開の決定方法)

第23条 会長は、前条ただし書の規定に該当すると認められるときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

追加〔平成14年規則80号〕

(傍聴者の数)

第24条 会議の傍聴者の数の上限は、会議の都度会長が定める。

追加〔平成14年規則80号〕

(傍聴者の退場)

第25条 会長は、傍聴者が係員の指示に従わないとき、又は会場の秩序を乱し、審議の支障となると認められるときは、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

2 第22条ただし書の規定により会議を非公開としたときは、会長は傍聴者を退場させるものとする。

追加〔平成14年規則80号〕

(議事録)

第26条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

(1) 会議の開催年月日

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事日程

(4) 議事内容

2 議事録は、これを公開する。ただし、千代田区情報公開条例第7条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

追加〔平成14年規則80号〕

(小委員会の設置)

第27条 会長は、景観まちづくりに関する事項について専門的見地から調査・検討を行うため、必要に応じて景観審議会に小委員会を設置することができる。

追加〔平成23年規則16号〕

(庶務)

第28条 景観審議会の庶務は、まちづくり推進部景観・都市計画課において処理する。

一部改正〔平成12年規則40号・85号・14年50号・80号・15年29号・23年16号〕

(委任)

第29条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

一部改正〔平成12年規則85号・14年80号・23年16号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第11条までの規定は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第40号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月5日規則第85号)

この規則は、平成12年9月18日から施行する。

附 則 (平成14年5月15日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年12月19日規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年4月7日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区景観まちづくり条例施行規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年10月5日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区景観まちづくり条例施行規則

の規定は、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成23年7月4日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区景観まちづくり条例施行規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

別表

行為の種類	図書の種類	備考
建築物の新築・増築 改築・移転	付近見取図	方位及び行為地の分かるもの
	配置図・平面図	敷地の境界線及び建築物の位置を示すもので、緑化計画（着色）、空地計画を記載したもの
	景観計画書	用途、デザイン、周辺環境への景観形成上の配慮を記したもの（キーワード表及び尺度1／500以上で周辺該区の入った地図上に平面計画を表示したもの）
	外観の着色した立面図・断面図	前面道路に接した面を含めて2面以上立面図で仕上げ方法（材質）及び色彩を明示したもの
	屋上又は屋根の平面図	露出する建築設備の配置とその仕上げを記載したもの
	モニタージュ写真（完成予想図）	当該建築物及びその周辺状況が分かるもの（原則として歩行者の視点で作成すること・着色）
	2方向以上の現況写真	カラー、周辺環境と当該建築物（建設予定地）が分かる写真
建築物の外観の過半にわたる色彩の変更又は外観の過半にわたる修繕、模様替え	付近見取図	方位及び行為地の分かるもの
	配置図	敷地の境界線及び建築物の位置を示すもので、緑化及び空地部分を変更するときは、それを記載する。
	外観の着色した立面図・断面図	変更する部分を明示した立面図で仕上げ方法（材質）及び色彩を明示したもの
	2方向以上の現況写真	カラー、周辺環境と当該建築物が分かる写真
工作物の新設・増設・改造・移設又は外観の過半にわたる色彩の変更	付近見取図	方位及び行為地の分かるもの
	配置図	敷地の境界線及び工作物の位置を示すもの
	外観の着色した立面図・断面図	各面の立面図で仕上げ方法（材質）及び色彩を明示したもの
	モニタージュ写真（完成予想図）	工作物及びその周辺状況が分かるもの
	現況写真	カラー、周辺環境と当該工作物（または工作予定地）が分かる写真
広告物の表示・設置・増設・改造・移設又は外観の過半にわたる色彩の変更若しくは表示方法の変更	付近見取図	方位及び行為地の分かるもの
	配置図	広告物を表示し、又は設置する場所の状況を知り得るもの
	着色した完成予想図	デザイン図
	立面図・平面図	建築物立面図・屋上平面図等
	現況写真	カラー、周辺環境と当該広告物（または設置予定場所）が分かる写真

土地の形質の変更	位置図	方位及び行為地、又は周辺の土地利用状況が分かるもの
	現況図	当該地及び隣接地について、道路、その他公共施設、既存建設地、樹木等の位置が分かるもの
	着色した土地利用計画図	当該土地の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物の配置、植栽等の位置が分かるもの
	断面図	行為前後の土地の状況を対比できる横断面及び断面図
	予定建築物の概要	予定建築物の用途、構造、階数、規模等
	現況写真	周辺状況を把握できるカラー写真
土地区画整理事業 市街地再開発事業		計画書等事業を把握できる図書
		計画書等事業を把握できる図書

別記第1号様式
(第4条関係)

別記第2号様式
(第11条関係)

別記第3号様式
(第12条関係)

別記第4号様式
(第14条関係)

別記第5号様式
(第15条関係)

別記第6号様式
(第16条関係)

別記第7号様式
(第16条関係)

別記第8号様式
(第16条関係)